

【表紙】

【提出書類】 内部統制報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の5第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和3年6月4日

【会社名】 株式会社ハーモニック・ドライブ・システムズ

【英訳名】 Harmonic Drive Systems Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 長井 啓

【最高財務責任者の役職氏名】 該当事項はありません。

【本店の所在の場所】 東京都品川区南大井六丁目25番3号

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【内部統制報告書の訂正報告書の提出理由】

平成30年6月22日に提出いたしました第30期（自平成29年4月1日至平成30年3月31日）内部統制報告書の記載事項に誤りがありましたので、金融商品取引法第24条の4の5第1項に基づき内部統制報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

3 評価結果に関する事項

3 【訂正箇所】

訂正箇所は____を付して表示しております。

3 【評価結果に関する事項】

(訂正前)

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において当社並びに当社連結子会社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたします。

(訂正後)

下記に記載した財務報告に係る内部統制に関する事項は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。したがって、当事業年度末日時点において当社並びに当社連結子会社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

記

当社は、2018年3月期におけるHarmonic Drive SEの子会社化に伴う企業結合時の取得原価の配分に関する会計処理方法について誤謬があり修正が必要であると判断し、2018年3月期から2021年3月期の第3四半期までの有価証券報告書、四半期報告書について訂正報告書を提出いたしました。

企業結合時の取得原価の配分に関する会計処理については、十分に検討を行いましたが、結果としてその検討手続に不足があり、当該会計処理の修正に至ったことは、当社の経理体制が正確な財務諸表を作成することに関して必ずしも十分とは言えないことから、決算・財務報告プロセスに関連する内部統制上、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。

なお、上記につきましては、当該誤謬の判明が当該事業年度の末日以降であったため、当該事業年度の末日までに是正することができませんでした。

当社は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の重要性を強く認識しており、重要な非経常取引に係る会計処理の判断または決定に関し、専門知識の強化を急ぐとともに、多面的な検討プロセスを整備し、また決算上の重要な検討事項に関する業務手順を見直す等、決算・財務報告プロセスの整備・運用の更なる強化を図り、財務報告の信頼性を確保してまいります。